平成２４年（フ）第７６号
大分県豊後高田市臼野2284番地１
債務者　伊藤　　豊
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松浦　昭広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２号
京都市左京区岩倉西河原町322―２　エスポワールひえい105号、住民票上の住所京都市北区紫野上野町148番地
債務者　上田　康史
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古家野晶子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
静岡県沼津市大岡255番地の１　白峰マンション205
債務者　小川　静子
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関　　亮子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
長崎県佐世保市桑木場町2619番地27
債務者　池尾　一徳
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　英樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
長崎県佐世保市世知原町栗迎28番地の11
債務者　七種　　良
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　将志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
岐阜市太郎丸中島10番地１　メープル・リーフ和Ａ棟201号室
債務者　豚しゃぶこぶたこと　藤吉　　勉
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　敏夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７８号
山形県最上郡最上町大字富澤886番地
債務者　阿部　　衛
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　半田　　稔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７９号
山形県最上郡最上町大字富澤886番地
債務者　阿部　邦子
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　半田　　稔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午後２時20分
５　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７号
愛知県豊田市保見町南山109番地１　特別養護老人ホーム保見の里、住民票上の住所愛知県豊田市今町２丁目46番地１　ハイツマスヤ103号
債務者　中林　好夫
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後２時50分
５　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
愛知県みよし市福谷町杁ノ奥４番地20
債務者　坪　　金雄
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　未央子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
愛知県岡崎市石神町５番地５
債務者　ＬＯＶＥ　ＹＯＵ　ＬＩＶＥことＢｒｕｎｓ　Ｗｉｃｋこと　眞田　史朗
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　　剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
愛知県岡崎市石神町５番地５
債務者　眞田　美保
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　　剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
高山市名田町１丁目19番地
債務者　峠　　範彦
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
大分市萩原３丁目16番25号
債務者　園田　順子
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安東　正美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８９号
大分市萩原３丁目23番27号
債務者　園田　義夫
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安東　正美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１９３号
静岡市葵区千代田５丁目２番３号
債務者　三浦　好博
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０７号
愛知県岡崎市中島町字カラムシ１番地１　ネオシティ岡崎南607
債務者　磯貝　忠志
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉浦　　豊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係